

医療法人制度改革

基金拠出型医療法人⑤
経過型から移行する際の
出資持分放棄の税制

松田紘一郎税理士・公認会計士事務所所長 松田紘一郎

今回は、産科医療以外の経過措置型（社団・持分あり）医療法人が基金拠出型へ移行する際の、出資持分放棄の税制について、そのポイントを説明します。

みなし贈与税が課されない3基準

経過措置型から基金拠出型に移行する場合、定款を変更して出資持分を放棄する必要がある。その放棄は、それを受け取る当該医療法人を相続税法第66条第4項により、個人とみなして贈与税が課される。

ただし、相続税法施行令第33条第3項の新設等により、次に示すような3基準を遵守していれば、みなし贈与課税がなされません。

■適正な運営組織基準（列

挙）の遵守

A 理事の定数は6人以上、監事の定数は2人以上であること。

B 理事および監事の選任は、たとえば、社員総会における社員の選挙により選出されるなど、その地位にあることが適当と認められる者が公正に選任されること。

C 理事会の議事の決定は、次のEに該当する場合は除き、原則として、理事会において理事総数（理事現在数）の過半数の議決を必要とする。

D 社員総会の議事の決定は、法令に別段の定めがある場合を除き、社員総数の過半数が出席し、その出席社員の過半数の議決を必要とする。

E 次に掲げる事項の決定

は、社員総会の議決を必要とする。

この場合において、次の⑤および⑥以外の事項については、あらかじめ理事会における理事総数（理事現在数）の3分の2以上の議決を必要とする。

- ① 収支予算（事業計画を含む）／② 収支決算（事業報告を含む）／③ 基本財産の処分／④ 借入金（その会計年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く）その他新たな義務の負担および権利の放棄／⑤ 定款の変更／⑥ 解散および合併／⑦ 当該法人の主たる目的とする事業以外の事業に関する重要な事項
- F （評議員）であり、削除
- G 前のCからFまでの議

H 役員等には、その地位

にあることのみに基づき給与等を支給しないこと。

I 監事には、理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む）およびその法人の職員が含まれてはならないこと。また監事は、相互に親族その他特殊の関係を有しないこと。

これらの基準は、特定医療法人の承認基準とほぼ同じと考えて良いと思われる。

■共通4基準（列挙）の遵守

A 同族親族等の関係者、役員・社員（持分なし）総数の3分の1以下であること。

B 医療法人関係者に対し、特別利益の供与がないこと。

と。

- C 解散時の残余財産の帰属が、国・地方公共団体・公益法人等（個人に帰属しない）であること。
- D 法令等の違反の事実がないこと。

■個別基準（列挙）の遵守

A 社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の80%以上であること。

B 自費患者に対する請求方法が社会保険診療と同一であること。

C 医業収入が医業費用の150%以内であること。

*

3基準のうち、個別基準は産科以外の医療法人を示していますが、産科の場合、個別基準Aの「80%」に助産に係る50万円以内の収入金額を含めて計算してよいことになっています。

この3基準をすべて充足することで、その出資持分の放棄にみなし贈与税が課されることはなく、出資持分の放棄に課税関係が発生しないこととなります。